

東小学校では、「思いやりの心」を大切にし、いじめのない学校づくりを進めます

いじめ防止対策推進法が成立し、平成25年6月28日に、平成25年法律第71号として公布されました。

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を学校に義務づけるものです。

これに基づいて、本校でも下記のように方針を定め、いじめのない学校づくりを進めていきます。

＜大仙市立太田東小学校　いじめ防止基本方針＞

1　いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1)　いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2)　いじめに対する基本的な考え方

いじめの問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級での起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2　学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1)　児童を語る会での情報交換及び共通理解

月に一度、職員会議後に、各学年部から挙げられた気になる児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

(2)　プロジェクト会議

生徒指導主事、体育主任、養護教諭のメンバーで、大仙市重点共通項目の一つ「生徒指導上の取組への課題」、特に、児童の様子、問題行動の洗い出し、校内外の安全等について話し合う。

(3)　いじめ不登校対策委員会・生徒指導委員会

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、該当児童の学級担任からなる、いじめや不登校防止等の対策のためのいじめ不登校対策委員会を設置し、必要に応じて、スクールカウンセラー等の外部人材を加えて開催する。

3　いじめ未然防止のための取組

(1)　学級経営の充実

○学級活動の校内研修を充実させ、学級活動を中心にしながら、居心地のよい学級づくりを目指す。また、授業や行事等の中で、児童一人一人が活躍できる場面を設定し、自己有用感を高める。

○ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、年二回の「楽しい学校にするために」アンケートの結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

○分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2)　道徳教育の充実

○道徳の授業を通して、人との関わりの中でよりよい生き方に気付き、進んで実現しようとする子どもを育てる。

○全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3)　相談体制の整備

○「楽しい学校にするためのアンケート」後に学級担任との相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

○連絡ノートや普段の会話から、保護者や児童の思いをくみ取り、いじめが想定されて事案の場合は、校長、教頭、生徒指導主事等と学級担任が迅速に現況を把握し、今後の指導について共通理解を図られる

ような体制を整える。

○心の教室相談員、スクールカウンセラー等の外部機関との連携を図り、教育相談の充実に努める。

(4) 縦割り班活動の実施

○縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

○全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

○中学校や幼稚園・保育園・学童保育等と、情報交換や交流学習を行う。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、市児童家庭課、教育委員会、中学校や支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 年二回の「楽しい学校生活にするために」アンケートの実施

夏季休業前、冬季休業前の年2回、アンケートを実施する。また、アンケートをもとに一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。

(3) ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

5 いじめに対する早期対応

○いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

○いじめの事実が確認された場合は、いじめ不登校対策委員会・生徒指導委員会を開き、対応を協議する。

○いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

○いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

○犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署と連携して対処する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

○重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

○教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

○上記組織を中心として、事実説明を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

○上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

【※保護者の皆様と連携を密にし、いじめ防止対策に全力で取り組みますので、ご協力をお願い致します。】